

SMBC 三井住友銀行

二子玉川支店

〒158-0094

東京都世田谷区玉川2丁目24番9号

TEL 03-3700-5621(代)

桜新町支店

〒154-0015

東京都世田谷区桜新町1丁目14番14号

TEL 03-3426-3131(代)

MIZUHO みずほ銀行

One MIZUHO

〈みずほ〉は、
サステナビリティへの取り組みを通じて、
豊かな環境、経済・産業・社会の
持続的な発展・繁栄に貢献していきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



●ご相談は、みずほ銀行自由が丘法人部へ。

みずほ銀行自由が丘法人部

〒152-0035 東京都目黒区

自由が丘1-29-9

TEL.03-3718-4315

One MIZUHO
未来へ。おきさまとともに

一步先行く 貴重な農地(緑地)を組合員と共に保全し 環境維持に貢献します JA世田谷JA 畑のちから

手ぶらで通える体験農園 都会のファーマーズスクール

体験農園お問合せ
TEL 03-3428-5211

JA世田谷目黒
東急田園都市線 桜新町駅北口前

玉川だより 令和4年9月30日発行 玉川納税貯蓄組合連合会

制作／玉川納税貯蓄組合連合会広報部

電話 03-(3709)-9181



奥澤神社のお祭り

撮影 / 奥澤共栄会様提供

玉川だより

第 129 号

令和 4 年 9 月 30 日
玉川納税貯蓄組合連合会

特集 奥澤共栄会

目次

新任署長着任挨拶・官公庁異動情報	2
第 69 回定期総会	3
令和4年度 事業実施計画	4
令和4年度 行事予定表	5
納税貯蓄組合法施工70周年・ 東京納税貯蓄組合創立65周年記念式典	6
役員紹介	7
玉川税務署新任幹部代表と 玉川納税貯蓄組合連合会との意見交換会	8
世田谷3署合同 インボイス制度・補助金セミナー	9
The KAO (奥澤共栄会)「そば処 やぶ茂」	10
協賛企業広告	11
新組合員ご紹介	12
税務署からのお知らせ	13~15
区役所からのお知らせ	16
都税事務所からのお知らせ	17
協賛企業広告	18~19

署長着任のごあいさつ

この度の人事異動により、東京国税局総務部情報システム第三課長から転任してまいりました佐野です。前任の吉田同様、変わらぬご厚誼を賜りますようお願い申し上げます。

秋山会長をはじめ玉川納税貯蓄組合連合会の役員並びに会員の皆様方には、日頃から税務行政の円滑な運営に対しまして、深いご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この機会をお借りしまして、簡単に自己紹介させていただきます。出身は新潟県、年齢は57歳、出身事務系統は管理部門、今までいう管理運営部門ですが、情報システム関係の事務が長くなっています。

また、世田谷区での勤務は初めてとなりますので、玉川納税貯蓄組合連合会の皆様方におかれましては、なにとぞ、ご指導、ご鞭撻のほど、よろしくお願ひいたします。

さて、玉川納税貯蓄組合連合会におかれましては、例年「中学生の税についての作文」の募集活動を通じての租税教育の推進、「税を考える週間」における街頭キャンペーンによる広報の実施など、多岐にわたる事業活動に熱心に取り組んでこられました。昨年度も新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、事業活動が制限されることとなりましたが、皆様方の活動は、地域社会の発展にも重要な役割を果たすものであり、その熱意ある活動に対しまして深い感謝と敬意を申し上げます。今後も引き続きお力添えをいただきますよう、心からお願ひ申上げます。

ところで、令和5年10月1日からは、適格請求書等保存方



玉川税務署長
佐野 忠史

式、いわゆるインボイス制度が導入されます。玉川税務署といたしましても国税庁ホームページ内の特設サイト開設や説明会の開催等を行い、周知・広報に取り組んでいるところです。

さらに、税務手続きのデジタル化、すなわち電子申告・キャッシュレス納付の利便性向上や普及促進に向けて、様々な取組を進めてきました。それでもなおスマート申告、キャッシュレス納付については、未だ普及の余地が大きい状況にあります。

これらの取り組みは、私共のみの力では到底なしえるものではありません。玉川納税貯蓄組合連合会の皆様のお力添えがあって初めてなしえるものでございます。

玉川納税貯蓄組合連合会の皆様におかれましては、日頃より制度の周知や広報活動に取り組んでいただいており、円滑な税務行政の執行に大きな役割を果たしていただいております。今後ともなお一層のご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

結びにあたり、玉川納税貯蓄組合連合会の益々のご発展と、役員並びに会員の皆様方のご健勝、事業のご繁栄を心から祈念申し上げまして、着任の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

玉川納連 第69回 定期総会

令和4年5月23日(月)午後6時より、二子玉川エクセルホテル東急30階「たまがわ」にて第69回定期総会が行われました。

<総会>

木村副会長進行のもと、議長席には秋山会長が就き、議事は滞りなく進行しました。署名人の選任、第1号議案から第4号議案(平成30年度事業報告・収支決算承認の件)の全てが承認されました。

来賓祝辞では玉川税務署長吉田様、世田谷都税事務所所長 諸訪様、世田谷区財務部長 工藤様よりご挨拶賜りました。

<懇親会>

渡邊副会長の司会で着席での懇親会が開かれました。今回は新型コロナウイルス感染防止の観点から、感染防止対策を万全に講じ、初めて二子玉川エクセル東急ホテルにての定期総会となりました。

肃々と進められた第一部から一転、ご来賓の挨拶、玉川税務署副署長 花田様の乾杯でスタートいたしました。ご来賓の皆様のご挨拶ご紹介、新組合員の方も参加しての和やかな会となり、有意義な交流の場となりました。

一日も早くこの事態が終息し、平穏な生活を取り戻せるよう心から願い、閉会となりました。

今年度も引き続きどうぞよろしくお願ひいたします。

広報部担当副会長 村上妙



写真：小川祐一郎 撮影



玉川税務署（令和4年7月10日付）

役職	旧（氏名・転出先）	新（氏名・旧所属）
署長	吉田 憲司（杉並税務署 署長）	佐野 忠史（東京国税局 総務 情報システム第三課長）
副署長（管理運営・徴収・法人）	花田 孝幸（留任）	花田 孝幸（-）
副署長（総務・個人・資産）	坂 紀幸（留任）	坂 紀幸（-）
総務課長	藤岡 久美子（八王子税務署 総務課長）	柳野 陽子（東京国税局 課税一 資産 補佐）
管理運営第1部門統括官	置田 博之（大和税務署 管理運営第1部門 統括官）	畠中 善文（銚子税務署 管理運営部門 統括官）
管理運営統括上席徴収官	吉川 栄子（練馬東税務署 管理運営第1部門 連絡調整官）	佐藤 敦（東京国税局 徴収 納税管理官 実査官）
管理運営第1部門（上席）国税徴収官	佐藤 勇二（留任）	芝田 悠樹（雪谷税務署 管理運営第1部門 国税徴収官）

東京都世田谷都税事務所（令和4年4月1日付）

役職	旧（氏名・転出先）	新（氏名・旧所属）
所長	諸訪 公二（留任）	諸訪 公二（-）
副所長兼総務課長	大石 義勝（葛飾都税事務所副所長兼総務課長）	椎名 礼子（大田都税事務所副所長兼総務課長）
総務課 課長代理（相談広報担当）	西川 林太郎（新宿都税徴収課 課長代理）	佐藤 昌介（主税局総務部企画担当 課長代理）

世田谷区役所（令和4年8月現在）

役職	旧（氏名・転出先）	新（氏名・旧所属）
財務部長	工藤 郁淳（留任）	工藤 郁淳（-）
課税課長	北 はやと（留任）	北 はやと（-）
課税課管理係長	林 恵理子（留任）	林 恵理子（-）
納税課長	成瀬 浩（留任）	成瀬 浩（-）
納税課管理係長	尾野 聰始（留任）	尾野 聰始（-）

令和4年度 事業実施計画

自 令和4年4月1日～至 令和5年3月31日

基本方針

玉川納稅貯蓄組合連合会は、国家繁栄の礎である租税の適正公平な課税と徵収の確保のため、各税務官庁・税務協力団体からのご支援・ご協力を得ながら、期限内納税の推進及び納税道義の高揚を目的として下記に掲げた各事業に取り組むとともに、会活動の活性化・財政基盤の安定化を推し進めるため、組合員の増強並びに地元商店街、区民との交流を積極的に図っていきたいと考えています。

令和4年度の事業計画においては、滞納未然防止のための期限内納税・振替納税並びに電子申告・キャッシュレス納付等の更なる利用促進のための普及活動を充実させるため、会報及びホームページを効果的に活用するほか、各事業活動を通じ、玉川地域の商店街振興組合や商店会との関係をさらに発展させてまいります。

また、未だ新型コロナウィルス感染症の終息が判断としない状況下ではありますが、実施可能な事業につきましては、感染防止対策を万全に講じた上で取り組んでまいります。

- 1 滞納未然防止のための期限内納税、振替納税の促進キャンペーン
- 2 E-Tax、eLTAXの利用推進と普及活動に実施
- 3 個人番号（マイナンバー）制度利用促進
- 4 中学生に対する租税教育の推進
- 5 税を考える週間の各商店街への啓蒙活動
- 6 電子利用・消費税完納推進式典の実施
- 7 青年部、女性部基盤強化
- 8 研修会、講演会の実施
- 9 会報「玉川だより」発行による情報提供の拡大推進
- 10 ホームページを通じての情報提供
- 11 財源確保のための事業の実施



<https://www.tamagawanouren.org/>



玉川納稅貯蓄組合連合会 2022年度行事予定表

自 令和4年4月1日～至 令和5年11月30日

月	日	曜日	事業名	実施場所
4	8	金	東総連 会計監査	東総連事務局
	12	火	正副長会	尾山台商榮会商店街振興組合 事務所
	13	水	理事会	玉川町会会館 2階
5	10	火	正副長会	尾山台商榮会商店街振興組合 事務所
	13	金	東総連 正副長会	上野精養軒
	16	月	東総連 常任理事会	上野精養軒
	23	月	玉川納稅貯蓄組合連合会 第69回定期総会	二子玉川エクセル東急ホテル
6	14	火	正副会長会	尾山台商榮会商店街振興組合 事務所
	20	月	東総連 正副長会	上野精養軒
	20	月	東総連 定期総会	上野精養軒
	17	金	東総連 懇親会	上野精養軒
	中旬		中学生の「税についての作文」応募依頼	各中学校訪問
	下旬		玉川だより 129号 広報部会	玉川税務署
7	1	金	東総連 青年部・女性部合同会議	東総連事務局
	初旬		中学生の「税についての作文」応募依頼	各中学校訪問
	12	火	正副会長会	尾山台商榮会商店街振興組合 事務所
	12	火	東総連 青年部・女性部合同会議	上野精養軒
	12	火	東総連 青年部・女性部合同研修会	上野精養軒
8	12	火	東総連 研修参加者交流会	上野精養軒
	下旬		玉川税務署新任幹部との意見交換会	玉川総合支所 玉川区民会館
	5	金	東総連地区協議会当番地区連合会長	上野精養軒
			及び企画指導部長合同会議	
	9	火	正副会長会	尾山台商榮会商店街振興組合 事務所
9	下旬		玉川だより 129号 広報部会 校正会議	玉川税務署
	2	金	東総連リーダー会議	上野精養軒
	2	金	東総連 研修参加者交流会	上野精養軒
	13	火	正副会長会	尾山台商榮会商店街振興組合 事務所
	中旬		中学生の「税についての作文」審査会（開始）	作文 PDF ファイルにてメール送信 採点返信
	下旬		中学生の「税についての作文」審査会（締切）	
10	下旬		青年部・女性部合同 日帰りバス研修会	未定
	下旬		玉川だより 129号 配送作業	株エイケン
	4	火	東総連「税についての作文」審査会	上野精養軒
	11	火	正副長会	尾山台商榮会商店街振興組合 事務所
	11	火	理事会	尾山台商榮会商店街振興組合 事務所
11	中旬		三署連連絡協議会	世田谷納稅貯蓄組合連合会 主催
	中旬		尾山台フェスティバル	尾山台ハッピーロード
	下旬		城南地区協議会	未定
	8	火	正副長会	尾山台商榮会商店街振興組合 事務所
	初旬		税を考える週間 花束作成作業	未定
	初旬		税を考える週間 キャンペーン	未定
	中旬		中学生の「税についての作文」最優秀作品 展示	玉川高島屋
	中旬		納税表彰式 式典	未定
	中旬		中学生の「税についての作文」優秀作品表彰式	未定
	18	金	東総連青年部・女性部バス研修会	未定

納税貯蓄組合法施工70周年・ 東京納税貯蓄組合総連合 創立65周年記念式典

式典に出席して

令和4年2月4日、納税貯蓄組合法施工70周年・東京納税貯蓄組合総連合 創立65周年記念式典が上野精養軒にて開催されました。

東京都の各納税貯蓄組合から代表が出席し、多数のご来賓代表がご臨席の中、式典が行われました。

玉川納税貯蓄組合では秋山会長、小館副会長、天沼常任理事の3人が出席しました。



天沼 尚之さんコメント (写真中央→)

今回の受賞者の中で一番の若手となり、身に余る光栄と存じます。これも玉川納税貯蓄組合の皆さまのご協力があってこそだと思っております。

この受賞に恥じぬようより一層貢献出来るよう励んで参ります。



令和4年2月4日
上野精養軒にて

コロナ禍でございますので、例年のような祝宴は行われず、肃々と進行しました。

近藤会長のご挨拶から始まり、来賓の方々から祝辞の後、東総連の功績者の表彰式があり、玉川納税貯蓄組合からは天沼が表彰を受けました。

広報部担当部長 天沼尚之

役員紹介

会長



会長 秋山 とし子

日頃より玉川納税貯蓄組合連合会の運営にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

近年、社会・経済の国際化・IT化や、少子・高齢化が急速に進み、税務を取り巻く環境も大きく変化

しております。これら時代の変化に的確に対応し適正かつ公平な課税の実現と、円滑な租税収納の一助となる様、懸命に取り組む所存です。

私自身、当会の更なる発展のために全力を尽くしてまいりますので、会員および関係者の皆様のお力添えを賜りますよう、お願い申し上げます。時節柄、ご自愛下さいよう、心よりご祈念申し上げて、ご挨拶とさせていただきます。

総務部

総務部担当副会長 和田康弘



日頃より玉川納税貯蓄組合連合会の運営にご協力いただきありがとうございます。

新型コロナウイルスの感染状況を勘案し、規模を縮小しての7月玉川税務署新任幹部との「意見交換会」も滞りなく終わりました。

今後の行事予定は、9月「税についての作文」、10月「尾山台フェスティバル」、11月には二子玉川商店街「税を考える週間」、地域住民の方々との交流を更に強め、多くの方に啓蒙活動を一層励んで参ります。

引き続き会員・役員の皆様にはご協力の程、よろしくお願いいたします。

財務部

財務部担当副会長 秋山美奈



玉川納税貯蓄組合では、コロナ禍ではありますが、新しい納税貯蓄組合様のご加入もあり、ますます活発な活動が行えるようになってまいりました。

一団体の年会費5,000円～をもとに、都・区からの補助金、尾山台フェスティバル参加などで活動費を捻り出しております。限られた予算のなか、会員皆さまの多大なご協力のお陰で有意義な活動が活発に行われております。

納税者として税に興味を持ち、また、キャンペーンや研修会などを通して税に関する様々なことを多くの地域の方々と一緒に考えていく機会も持てました。

このような納税貯蓄組合の活動にご賛同いただける新しい会員の皆さまをお待ちしております。是非お知り合いの方々にお声掛けをお願いいたします。

納税貯蓄組合は3名以上の賛同者で発足できます。詳細につきましては財務部会までご連絡いただければと存じます。

研修部

研修部担当副会長 小川 祐一郎



国税庁と納税貯蓄組合連合会の共催事業である中学生の「税についての作文」は、粗税教育推進の一環として毎年多くの中学校にご協力いただき感謝申し上げます。

玉川税務署様、玉川間税会様(「税の標語」応募)、東京税理士会玉川支部様(粗税教室開催)、そして当納連(「税についての作文」応募)より近隣中学・東京都市大学等々力中学校様に伺いその他は郵送いたしました。

感性豊かな中学生の作文、今年も更なる素晴らしい作品を大いに期待しております。

渉外部

渉外部担当副会長 木村高章



10月15日(土)は尾山台フェスティバル、11月二子玉川商店街では「税を考える週間」、来年2月には桜新町商店街にて「電子申告利用・消費税完納推進」宣言式典及びキャンペーンを開催予定です。地域の皆様、お世話になりますが、ご協力の程よろしくお願ひいたします。

青年部・女性部

青年部担当副会長 小館洋
女性部担当副会長 渡邊あつ美



皆様にお役に立てるインボイス制度等の研修や3年ぶりに開催される尾山台フェスティバルでは納連も出店いたしますので、皆様のお越しをお待ちしております。

広報部

広報部担当副会長 村上 妙



「玉川だより」も昨年から再刊する事ができました。組合員の皆様のお陰と感謝申し上げます。

まだ行事等に制限がある為、思うような記事掲載となりませんが、少しでも組合員の皆様にお役に立てる情報、商店街の皆様にも多くのご協力をいただきながら税の情報も発信できるよう、広報部一丸となって「玉川だより」の充実に努めてまいります。次号130号もお楽しみに！

監事

監事 大塚 澄子
監事 菅田 輝代志



振替納税制度の普及及び消費税完納推進活動など、粗税の期限内完納の促進を図るとともに、玉川だよりの発行、研修会等の開催などにより、税に対する理解者・協力者の拡大に努めています。

また、国税庁との共催事業として、中学生の「税についての作文」事業を実施するなど、納税道義の高揚を図るための幅広い活動を行っています。

当会の更なる発展のために全力を尽くしてまいりますので、会員および関係者の皆様の、なお一層のお力添えを賜りますよう、お願い申し上げます。

玉川税務署新任幹部代表と 玉川納稅貯蓄組合連合会との意見交換会

令和4年7月28日(水) 玉川税務署内 二子玉川あひるの台所にて



玉川税務署の定期異動に伴い、今回は玉川税務署内にて新任の玉川税務署佐野署長はじめ、花田副署長、新任の畠中管理運営第一部門統括官、芝田徵収官はじめ署の幹部方々様にご臨席を賜り、ご挨拶と意見交換会を執り行うことができました。

またコロナ禍を鑑み、署からは代表2名のご参加をいただき、弊会役員、組合員と組合員である「あひるの台所」を貸し切りにして執り行うことができました。

佐野署長様よりご経歴と今後の抱負について、ご挨拶いただきました。まだこのような状況ですので、ささやかな交流の場に、そして有意義な時間を過ごすことができました。

感染対策、縮小されたなかですが、久しぶりに素敵な笑顔で楽しい和やかな会となりました。

ご多忙のなか、ご臨席賜りました佐野署長、畠中統括官および組合員の皆様、役員の皆様、心より感謝申し上げます。

広報部担当副会長 村上妙

※撮影時ののみマスクを外しています

世田谷3署合同 インボイス制度・補助金セミナー

令和4年8月25日(木)14:00～15:30 玉川総合支所 せせらぎホール

第1部「インボイス制度の概要」

講師 東京国税局 消費税課 担当官



第2部「インボイス制度導入に伴う補助金の概要」

講師 関東経済産業局 中小企業課 担当官



いよいよ令和5年10月1日より「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」がスタートします。今回は世田谷3署合同（世田谷・北沢・玉川税務署）による制度の概要説明、導入に伴う補助金の概要セミナーが開催されたので参加しました。

課税事業者のみならず、免税事業者も無関係ではありません。インボイス制度下では、インボイス（一定の事項が記載された請求書）の保存が、消費税の仕入税額控除を受ける必要条件の一つになります。

発行した事業者もインボイスの写しの保存が義務付けられるため、売手側と買手側も経理に係る事務作業の増加が予想されます。コロナ禍もあり、少し情報共有が遅れてはいましたが、私たちも速やかに理解を深め、対策を講じないと、さらに対応や準備期間が短くなってしまいます。

まだまだ「インボイス制度」という言葉を初めて聞く方や制度全体の仕組みを知りたい方も多いと思います。令和5年10月1日のインボイス制度導入に向けて、準備を進め、セミナーや研修会を活用し、内容を確認するのはもちろんのこと、制度導入に向け、今何を準備すべきなのか、皆様と研鑽していきたいと思います。

弊会でも今後インボイス制度の研修会も企画しております。今後、組合員の皆様にご案内や弊会のホームページ（<https://www.tamagawanouren.org>）でもご案内いたします。

広報部担当副会長 村上 妙



奥澤共栄会エリア

そば処 やぶ茂

代表取締役 澤野 靖 (YASUSHI SAWANO)

世田谷区奥沢2-11-10

TEL/03-3718-2794

(OPEN) 11:30~15:00 定休日水・木曜日
17:00~20:00

トメニューも大人気です。

やぶ茂のお蕎麦は喉越しの良い二八蕎麦、こだわりの蕎麦つゆは「かんだやぶそば」の流れを汲む甘辛の汁です。汁と蕎麦の相性、バランスがとても難しいそうです。驚くことにやぶ茂さんのメニューには「ラーメン」や「冷やし中華」も。更に驚くことに、その中華麺も自家製の手打ちだそうです。全てにおいて本格的なこだわりを感じます。

メニューの豊富さに悩んでしまいますが、心くすぐる組み合せもさることながら、出前もされているので、現在のコロナ禍、ご自宅で召し上がる方も増えています。

澤野さんは創業者であるお父様のもと、5人兄弟(4人の方がお蕎麦関係)のご長男という環境で育ちました。最初から蕎麦職人をしていたのではなく、20代後半までは野球選手として活躍、捕手を務めていたそうです。28歳の時に野球選手からお蕎麦屋さんに転身。お父様に鍛えられ、やぶ茂の2代目になられました。澤野さんの手はとても大きくて厚みがあります。それは捕手の手、そして蕎麦打ちされている手。拝見しているだけで歴史と人生の重みを感じます。



じる温かい手です。先代から受け継いだ店の暖簾を、現在は末の弟さん、澤野さんの奥様とお嬢様と共に守っています。

澤野さんは地域でも平成2年に奥澤共栄会会长に就任。奥沢と言えば澤野さん!というくらい奥沢の事を知りつくりし、皆様からも慕われるまさに今回の特集「The KAO 街を知る」にふさわしい方です。今回の取材で澤野さんから奥沢について色々と教えていただきました。有名な奥澤神社の大蛇、お祭り、お餅つきなど、毎年盛況な行事の数々。お餅つきで使われている臼は約450年前に樹齢400年の大ケヤキの木を切って作られたそうです。

やぶ茂さんの斜めお向かいにある原精米店さんで代々引き継がれている臼です。この臼でついたお餅は格別でしょう~そして奥



奥澤神社のほぼ真向い、奥沢駅から徒歩1分、昔ながらのお蕎麦屋さん。昭和9年に創業、今年で88年目を迎えた「そば処 やぶ茂」さんです。店主は2代目澤野靖さん。

お元気な85歳、現役で活躍されています。自家製のお蕎麦は朝・夕に手打ちされ、お昼時は早々に満席になる、地域の方々に長く愛されているお蕎麦屋さんです。

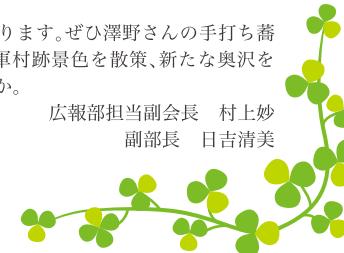
数あるメニューの中で1番人気は「天せいろ」。「天玉丼+蕎麦」「カツ丼+蕎麦」などのセッ



沢海軍村のご紹介もありました。海軍士官の子孫や海軍村に惹かれて住み着いた方々によって、今も緑豊かな街並みが残っています。ドラマに出てきそうなポチ付の玄関、歴史を感じるたたずまいの住居「奥澤海軍村ゆかりの風景」は当時の面影が色濃く残っている住宅街です。海軍といえば港町や海の見える場所を想像しますが、なぜ海のない奥沢に海軍? 一体何があるの? 海軍村について調べてみると、奥沢駅北側の奥沢2丁目あたり、当時は一軒一軒のお庭が広くて、垣根もあって、素敵な高級住宅地でした。海軍村がこの地に形成されたのは、様々諸説はあるようですが、大正末期から昭和の始めにかけてのことです。最初は5軒だったのが、大正の終わりには17軒になり、昭和10年頃が最盛期は30世帯ほどがこの地区に暮らしていたようです。主に海軍の将官・佐官らの高級将校でした。海軍の関係者が多く暮らすこの地域はいつしか海軍村と呼ばれるようになっていきます。当時の日本帝国海軍の基地は横須賀にあり、一方海軍省は虎ノ門に、また上大崎(目黒)には海軍大学校と海軍技術研究所がありました。施設を行き来するのに立地条件が良かったのも奥沢が選ばれた一つのようです。そして関東大震災と同じ年に目蒲線の奥沢駅が開業。昭和になってから東横線が全線開通したことでもその後の海軍村の発展につながりました。今では海軍村跡の碑と当時のままの家が数軒残るのだけれど、ほとんどの家が建て替えられてしましましたが、それでもなお当時を思い出されるような空気感と懐かしい景色を感じる海軍村跡です。奥沢で新たな発見。世田谷にこのような場所があったということに驚きました。

奥沢には7つの商店街もあります。ぜひ澤野さんの手打ち蕎麦をいただいた後、近くの海軍村跡景色を散策、新たな奥沢を発見しに足を運んでみませんか。

広報部担当副会長 村上妙
副部長 日吉清美



介護付有料老人ホーム アルタクラッセ 二子玉川



<アルタクラッセ二子玉川>についてのご相談・お問い合わせは…

0120-33-5943

TEL:03-5797-5144 FAX:03-5797-5162

〒158-0094 東京都世田谷区玉川 3-40-21

e-mail : altaclassft@saint-care.com

 セントケア 東京株式会社

新たな出会い・つながり・ひろがりを大切にする、
東京シティ信用金庫です。

 東京シティ信用金庫

玉川支店 世田谷区中町5-31-14
電話 03(3704)8211

新組合員ご紹介

JP Nusantaraの会



代表 酒井円花

税に関するPR活動やe-TaxやeLTAXについての普及活動等、皆様と一緒に啓蒙、広報活動が出来ることを嬉しく思います。

今後ともご指導の程、よろしくお願ひいたします。

大塚園の会



代表 大塚澄子

当会の更なる発展のために、改めて組合を設立いたしました、大塚園の会の大塚澄子でございます。納連は納税資金の備蓄による各種税金の円滑な期限内納付を目的として組織された団体です。皆様のご指導を仰ぎながら、納税啓発活動や租税教育活動を更に推進してまいります。会員および関係者の皆様の、なお一層のお力添えを賜りますよう、お願い申し上げます。

今井の会



代表 今井真歩

納税者や中学生の皆様への納税に対する理解や学びの促進のため、諸先輩方のお力を借りしながら精一杯活動して参ります。

今後ともご指導ご鞭撻のほどお願い申し上げます。

D'OROの会



代表 最上翔

魚の扱いでも食彩の王国をはじめ、各種メディアに取り上げられているオーナーシェフ最上翔が、自ら釣りあげ、適切な活け締めをして管理をしている究極の鮮魚と、既存店D'OROの代名詞“手打ちパスタ”を主軸に、イタリアンとフレンチを融合させたイノベーティブ料理を創り上げている当店。緑豊かな谷川緑道を抜け、緑道沿いの門をくぐれば洗練された臨場感を味わえるカウンターで、上質なひとときをお楽しみいただけます。
<https://www.do-ro.com>

亜門の会



代表 長崎多貴子

この度、「亜門の会」を設立しました、長崎多貴子です。

税の納期内納税促進や啓蒙活動、租税教育推進の為、微力ではございますが、玉川納連の皆様と活動をして参りたいと存じます。

私自身、当会の更なる発展のために尽力を尽くして参りますので、会員および関係者の皆様の、なお一層のお力添えを賜りますよう、お願い申し上げます。

国税の

簡単! 便利な!

国税庁

キャッシュレス納付のご案内

国税の納付は、金融機関や税務署等の窓口に行く必要がない、非対面の「キャッシュレス納付」が大変便利です。

1) ダイレクト納付



こんな方にオススメ!

e-Taxで申告されている方、源泉所得税の毎月納付など頻繁に納付手続をされている方

さらに詳しい情報は
こちら

ダイレクト納付の申込みをすることで、e-Taxから簡単な方法で口座引落しにより納付する方法です。

納付方法

パソコンやスマホから、即時又は納付日を指定して、口座引落しにより納付する方法です。

事前手続

e-Tax利用開始届出書、ダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。詳しくは裏面をご覧ください。



2) 振替納税



こんな方にオススメ!

申告所得税や個人事業者の消費税の確定申告書を提出する必要のある方

さらに詳しい情報は
こちら

振替納税の申込みをすることで、毎年の確定申告等に係る国税を口座引落しにより納付する方法です。

納付方法

預貯金口座からの自動引落しにより納付する方法です。

事前手続

初回のみ振替依頼書の提出が必要です。
※ e-Taxによる提出が可能です。



3) インターネットバンキング等

さらに詳しい情報は
こちら

インターネットバンキング、モバイルバンキング又はATMから納付する方法です。

事前手続

インターネットバンキング又はモバイルバンキングの契約、e-Tax利用開始届出書の提出が必要です。

利用可能な金融機関については、「ペイジー(<https://www.pay-easy.jp/>)」でご確認ください。



4) クレジットカード納付

さらに詳しい情報は
こちら

「国税クレジットカードお支払サイト(<https://kokuzei.noufu.jp/>)」からお手持ちのクレジットカードを利用して納付する方法です。※納付税額に応じた決済手数料がかかります（決済手数料は国の収入になるものではありません）。



知っていますか？インボイス制度

適格請求書発行事業者の登録申請を受付中！

＼登録を予定されている方／

もう始まっています！

多くの事業者の方が登録申請をされています！

早めの登録を受けることで、取引先へのお知らせがスムーズに！

- 令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が始まります。
- インボイスを発行するためには、登録申請が必要です。
- 登録を受けると、税務署から登録年月日や登録番号などが通知されます。



登録申請手続は、e-Taxをご利用ください！

- e-Taxで登録申請手続を行っていただくと、書面で申請された場合に比べて早期に登録通知を受けることができます！
- e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知を受け取れます！電子データで受け取れば紛失のリスクがありません！



個人事業者の方はスマートフォンからでもe-Taxで申請できます。e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

重要

適格請求書発行事業者の皆様へ

- 適格請求書発行事業者として登録された情報（氏名・法人名・登録番号など）は、「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」において公表されます。

また、令和5年10月1日以降に行う課税取引について、原則、以下の義務が課されます。

- 1 ○ 適格請求書の交付
取引の相手方の求めに応じて、適格請求書（インボイス）を交付する。
- 2 ○ 適格返還請求書の交付
返品や値引きなど、売上げに係る対価の返還等を行う場合に、適格返還請求書を交付する。
- 3 ○ 修正した適格請求書の交付
交付した適格請求書に誤りがあった場合に、修正した適格請求書を交付する。
- 4 ○ 写しの保存
交付した適格請求書の写しを保存する。

国税庁適格請求書
発行事業者公表サイト



適格請求書発行事業者の登録を受けている間は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、消費税の申告が必要となります（事業者免税点制度の適用はありません。）。

- 次の場合は、所轄税務署への届出手続が必要となります。

手続の内容	提出すべき届出書等
公表事項の追加・変更手続 氏名・名称、法人の本店所在地を変更する場合 個人事業者等の主たる屋号などを追加・変更する場合	適格請求書発行事業者登録簿の登載事項変更届出書 適格請求書発行事業者の公表事項の公表(変更)申出書
登録失効手続 登録の取消しを求める場合 ^(※1) 事業を廃止した場合 法人が合併により消滅した場合 個人が死亡した場合 ^(※1)	適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書 ^(※2) 事業廃止届出書 合併による法人の消滅届出書 適格請求書発行事業者の死亡届出書

※1 令和5年10月1日以降の手続となります。

※2 消費税課税事業者選択届出書を提出している事業者が免税事業者になる場合は、消費税課税事業者選択不適用届出書の提出が併せて必要となります。

【ご注意ください】登録の取消しについて

次の取消事由に該当する場合には、適格請求書発行事業者の登録が取り消されることがあります。

- ① 1年以上所在不明である場合（「所在不明」とは、例えば、消費税の申告書の提出がない場合などにおいて、文書の返戻や電話の不通をはじめとして、事業者との必要な連絡が取れないときをいいます。）
- ② 事業を廃止したと認められる場合
- ③ 合併により消滅したと認められる場合（法人の場合）
- ④ 消費税法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられた場合

さらに詳しくお知りになりたい方へ

- インボイス制度についてさらに詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ「インボイス制度特設サイト」の各種情報をご覧ください。
- インボイス制度に関する一般的なご相談は「消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター」で受け付けております。
【専用ダイヤル】0120-205-553（無料） 【受付時間】9：00～17：00（土日祝除く。）



「適格請求書発行事業者の登録通知書」は、原則として再発行を行いませんので大切に保管してください。

世田谷区役所からのお知らせ

区税だより

納税課からのお知らせ（納付の方法について）

◇口座振替

納期限に口座から自動引き落としになります。主な申込方法は以下の通りです。

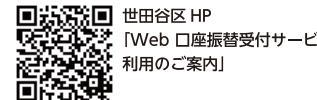
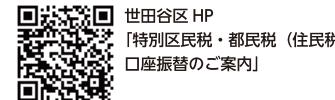
①口座振替依頼書による申込

納税課、くみん窓口、出張所、まちづくりセンターにある口座振替依頼書に必要事項を記入・押印のうえ区へ郵送いただければ、区が手続きを代行します。

なお、世田谷区のホームページからダウンロードすることもできます。

②Web口座振替受付サービスによる申込

パソコンやスマートフォンから、インターネットを利用して口座振替の申し込みができるサービスです。二次元バーコード先のリンクよりお申し込みできます。



証明書コンビニ交付サービス

マイナンバーカードがあれば、コンビニエンスストアのマルチコピー機で発行できます。
課税（非課税）証明書は直近1年度、納税証明書は直近2年度の発行が可能です。

事業者の方へ

従業員の住民税は、原則、特別徴収として毎月の給与から差し引きし、翌月10日まで納入していただきます。
給与の支払いを受ける者が常時10人未満の場合、納期の特例の適用により区への納入を年2回にすることができます。適用を希望する場合は、郵送または電子申請により届出ください。

【お問い合わせ先】世田谷区 納税課 収納・税証明係 03-5432-2197

ふるさと納税は、我がまち世田谷へ

ふるさと納税は、地方の特産品をもらえるだけの制度ではありません。
自治体へ寄附することで、[そのまちをよくする](#)仕組みです。

世田谷区では、FURUSATO is SETAGAYA「ふるセタ」の想いを胸に、共感を呼ぶ取組みにて
ふるさと納税をいただくことで、寄附を通じた「ふるさと世田谷」への応援を募っています。
ぜひ「ふるセタ」の想いで、世田谷区を応援してください。

■ふるさと納税制度とは

寄附を通じて、自分の故郷やゆかりのある自治体を応援する制度です。

「納税」という言葉が付いていますが、実際には自治体への「寄附」のことです。

寄附額から2,000円を除いた金額が、税金の控除対象となります（一定の上限あり）。

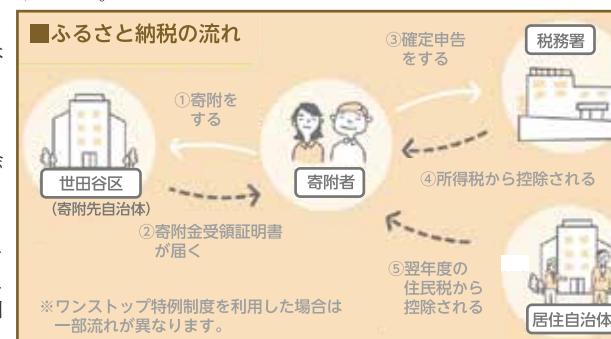
■寄附を募っている取組み

気候危機対策基金～地球温暖化防止のために～

省エネルギー化の推進や再生可能エネルギーの利用拡大、脱炭素に貢献するまちづくりなどの取組み

子ども基金～子ども・子育てのために～

外遊びの場と機会の充実や子どもの学びの支援、子どもを育む地域活動支援などの取組み（5つの取組みの中から使い道を選択できます）



他にも様々な取組みがあります。区の取組みの詳細や寄附の申込みは区HPから。

区HPトップ画面から「ふるさと納税」で検索！

QRコード: ふるさと納税対策担当 電話: 03-5432-2190

区税だより

世田谷都税事務所からのお知らせ

都税だより

昨年度に引き続き、令和4年度も

小規模非住宅用地の固定資産税・都市計画税を減免します



減免対象

一画地における非住宅用地の面積が400m²以下であるもののうち200m²までの部分
ただし、個人又は資本金・出資金の額が1億円以下の法人等が所有するものに限ります。

減免割合

固定資産税・都市計画税の税額の2割

減免手続

減免を受けるためには申請が必要です。

申請期限は**令和4年12月28日**です。

まだ申請をしていない方で、小規模非住宅用地を所有していると思われる方には、8月までに「固定資産税の減免手続きのご案内」をお送りしています。

減免の要件を確認のうえ、申請してください。

※ 同一区内で前年度に減免を受けた方で用途を変更していない方は、新たに申請する必要はありません。

※ こちらの申請については、インターネットでのお手続もできます。

【お問合せ先】土地が所在する世田谷都税事務所（固定資産税班）

耐震化のための建替え又は改修を行った住宅に対する固定資産税・都市計画税を減免します（23区内）

＜耐震化のための建替え＞

減免対象

昭和57年1月1日以前からある家屋を取り壊し、当該家屋に代えて、令和6年3月31日までに、耐震化のために新築された住宅のうち、一定の要件を満たすもの

減免の期間と額

新築後新たに課税される年度から3年度分について居住部分の固定資産税・都市計画税を全額減免（減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります。）

申請期限

新築した年の翌々年の2月末
(1月1日新築の場合は翌年の2月末)

＜耐震化のための改修＞

減免対象

昭和57年1月1日以前からある家屋で、令和6年3月31日までに、現行の耐震基準に適合させるよう一定の改修工事を施したもの

減免の期間と額

改修工事完了日の翌年度分から一定期間、居住部分で1戸あたり120m²の床面積相当分まで固定資産税・都市計画税を耐震減額適用後全額減免

申請期限

改修工事が完了した日から3か月以内

減免を受けるには申請が必要です。建替えと耐震改修とでは減免申請期限が異なりますのでご注意ください。
詳しくは、当該住宅が所在する世田谷都税事務所（固定資産税班）へお問い合わせください。



ふれあいを大切に

世田谷信用金庫

用賀支店

TEL : (03) 3700-7126
〒158-0097 世田谷区用賀2-39-17

玉川支店

TEL : (03) 3708-1281
〒158-0094 世田谷区玉川3-19-1

等々力支店

TEL : (03) 3701-1141
〒158-0082 世田谷区等々力3-13-1

—すべての人が夢と勇気と笑顔で溢れる社会をつくりたい—

私たちは、地域の方々を守り、
地域の発展に奉仕する
「お客様応援企業」
をめざしています!



—地域を、企業を応援し新たなサービスを提供し続けます—

■管内の店舗

奥沢支店	〒158-0083	世田谷区奥沢3-30-14	TEL03-3720-4151代
玉川支店	〒158-0082	世田谷区等々力3-8-1	TEL03-3701-2156代
瀬田支店	〒158-0095	世田谷区瀬田3-3-5	TEL03-3700-7181代
深沢支店	〒154-0012	世田谷区駒沢5-15-12	TEL03-3705-5511代
用賀支店	〒158-0097	世田谷区用賀3-27-4	TEL03-3707-5611代
等々力支店	〒158-0082	世田谷区等々力2-7-2	TEL03-3702-3851代
駒沢支店	〒154-0012	世田谷区駒沢3-27-1-101	TEL03-3412-8541代
桜新町出張所			

お客様応援企業をめざす  城南信用金庫

あなたの街のパートナー

共立信用組合

用賀支店

世田谷区用賀3-14-3

☎ 3700-1777

この街の“ホームドクター”しばしが豊かな暮らしを応援します。

SHIBASHIN
芝信用金庫

尾山台支店 等々力 2-18-13 ☎3704-5121 (代)

桜新町支店 桜新町 2-1-5 ☎3429-2331 (代)

深沢支店 深沢 1-12-12 ☎3702-6111 (代)

<http://www.shibashin.jp>